

第 5559 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月27日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 所得拡大促進税制の適用忘れ

Q：所得拡大促進税制の適用を忘れて申告書を提出してしまいました。これを追加した申告書を提出して税金の還付を受けたいのですが、認められますでしょうか？

A：認められません。

【解説】

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人(又は個人事業主)が、次の①～③の全ての要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額(又は所得税額)から控除(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)できる制度です。

- ①雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上になっていること
- ②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
- ③平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

ところで、確定申告において、この所得拡大促進税制の適用を失念したので、更正の請求をして税金を返してもらうことができるかということですが、この規定は、中間申告書及び確定申告書に添付した金額に記載された雇用者給与等支給額を基礎として計算することとなっていますので、中間申告書又は確定申告書にこれらの計算明細が添付されていない場合には、後から更正の請求をしても適用することが認められませんので、注意してください。

